

# 小売業・飲食業などの店舗(特定商業施設)を 設置・営業する皆さまへ

品川区では、中規模店舗などの出店が近隣住民の生活環境へ及ぼす影響を事前に把握し、その保持を図るため、「品川区特定商業施設の出店に伴う周辺地域の生活環境の保全に関する要綱」を制定しています。

次の店舗の出店の際には届出が必要となります。

## 《対象施設》

営業面積が500m<sup>2</sup>(深夜営業の場合は300m<sup>2</sup>)を超える店舗

小売店	スーパーマーケット、ディスカウントストア、百貨店、電器店、コンビニエンスストアなどの物品販売業を営む店舗
飲食店	料理店、レストラン、ファーストフード店、居酒屋など
その他	パチンコ店、ゲームセンター、カラオケボックス、レンタルビデオ店、映画館、劇場、演劇場など

## 《届出を必要とする方》

建物の設置者および店舗の営業者



【問い合わせ】  
品川区地域振興部  
地域産業振興課商店街支援係  
品川区西品川1-28-3  
中小企業センター2階  
電話 5498-6332

# 品川区特定商業施設の出店に伴う届出について

## ■目的と責務

特定商業施設の出店に関して必要な手続を定めることにより、周辺地域の生活環境へ及ぼす影響を事前に把握し、その保全を図る。(第1条)

また、出店予定者は、特定商業施設の設置および運営にあたり、地域のまちづくりとの調和を図るとともに、出店予定地の周辺地域の生活環境に与える影響について十分な事前調査を行い、適切な対応策を講じるよう努めなければならない。(第4条)

## ■「出店計画届出書」の提出（第5条・第1号様式）

出店予定日の5ヶ月前までに届出ください。

※出店予定日5ヶ月前までに店舗営業者と契約締結に至らない場合であって、契約交渉等の状況により第7条による説明会の開催または近隣説明の実施に支障がないと区が認める時は、店舗営業者を「予定」と記入し、届出する。この場合、店舗営業者決定後、直ちに設置者と店舗営業者の連名で区長に書面で通知する。

### 店舗面積

店舗営業者が業を営むための店舗の用に直接供される床面積

(階段、エスカレーター、エレベーター、休憩室、便所、屋上、厨房など店舗の用に直接供されない床面積は、店舗面積に含まない。)

### 区関連部署への協議

届出内容に対する意見・要望があった場合、回答をお願いします。

(協議先：都市計画課、都市開発課、環境課、土木管理課、道路課、地域交通政策課、防災課、住宅課)

### 届出事項の変更

届出後、届出事項に変更が生じた場合は、「出店計画変更届出書（第2号様式）」を提出してください。また、出店後に届出事項の変更が生じた場合は、「既存特定商業施設変更届出書（第4号様式）」を提出してください。

## ■届出事項の概要公開（第6条2項）

区へ届出した事項の概要を建築計画場所へ掲示等の方法で公開するよう努めてください。

(※区は、近隣住民の申し出に基づき、届出書を公開します。(届出日から2ヶ月間))

## ■近隣住民説明会の開催（第7条）

区へ届出した日から2ヶ月以内に、近隣住民を対象とした説明会を開催してください。

(出店計画の内容について説明し、十分な理解が得られるように努めてください)

※近隣住民とは、半径100mの範囲内に在住または在勤の者および事業を営む個人または企業をいいます。

※近隣住民への説明会の告知は、開催予定日の1週間前までに、郵便ポスト等への戸別配布により実施してください。(告知文には届出の概要をご記載ください)

※開催日が決まり次第、区へ連絡し、近隣住民向け告知文を提出してください。

## ■近隣説明報告書の提出（第7条・3号様式）

説明会開催後、近隣説明報告書（3号様式）に当日配布した資料を添えて、区へ速やかに報告してください。

※主な記載内容 … ①告知した範囲および件数、②説明会参加者数、③近隣住民の意見・要望等（Q&A方式）